

## 代理人が印鑑登録又は、登録廃止される場合

代理人が申請されてから2、3日手続きにかかり、即日登録はできません

① 委任状を窓口にてお渡しします。

② 手続きに持ってきていただくもの

- 登録する印鑑 (サイズ8mm以下25mm以上のものは登録できません)

→ 廃止の場合は必要ありません

- 委任状

- 代理人の身分証明書 (本人確認できる書類) と代理人の認印

→ コピーさせていただきます

印鑑登録に関する申請(届)書を記入していただきます。

③ 登録される本人へ照会、回答書を簡易書留にて送付します。

④ 照会、回答書を本人が全て記入・捺印され、30日以内に窓口へ提出してください。

手続きに持ってきていただくもの

- 照会、回答書

- 本人の保険証等

- 登録する印鑑

→ 廃止の場合は必要ありません

- 代理人の身分証明書 (本人確認できる書類)

- 代理人の印鑑 (認印)

本人確認できる書類とは

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど、官公署が発行した免許証許可証などで、写真が貼ってあり有効期限内のものです。